

広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)	(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、利用許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)	(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)	(利用料金の納付等) 第十条 (略) 2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。